

## 資料 3

### 平成 30・31 年度 東京都後期高齢者医療保険料率等について

後期高齢者医療保険料率は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、区市町村からの意見等を踏まえて2年に1度改定する。

平成 30 年 1 月 31 日に開催された平成 30 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成 30・31 年度の保険料率等の改定を含む改正条例の議案が議決されたため、以下のとおり報告する。

#### 1 改定の概要

##### 保険料率等の改定

保険期間	平成 30・31 年度		平成 28・29 年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
保険料率	43,300 円	8.80%	42,400 円	9.07%
前期比増減	+ 900 円	- 0.27 ポイント	+ 200 円	+ 0.09 ポイント
賦課限度額	620,000 円		570,000 円	
平均保険料額 (対前期比)	97,127 円 (1.7%増)		95,492 円 (-1.4%減)	

##### 保険料均等割軽減判定所得の基準額引き上げ

###### ア 5 割軽減

(現行)  $330,000 \text{ 円} + 270,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$  年金収入 195 万円以下

(改正後)  $330,000 \text{ 円} + 275,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$  年金収入 195.5 万円以下

###### イ 2 割軽減

(現行)  $330,000 \text{ 円} + 490,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$  年金収入 217 万円以下

(改正後)  $330,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}$  年金収入 218 万円以下

#### 2 平成 30・31 年度保険料の試算

裏面のとおり

平成30・31年度 後期高齢者医療保険料 試算

単身世帯

年金収入	平成30・31年度			平成29年度			新旧保険料 差額
	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	
80万円	4,300 円	9割	/	4,200 円	9割	/	100 円
168万円	13,000 円	8.5割	5割	10,400 円	8.5割	7割	2,600 円
173万円	34,800 円	5割	2.5割	31,100 円	5割	4.5割	3,700 円
195万円	58,600 円	5割	-	51,600 円	5割	2割	7,000 円
217万円	90,900 円	2割	-	91,900 円	2割	-	1,000 円
240万円	119,800 円	-	-	121,300 円	-	-	1,500 円
890万円	620,000 円	-	-	570,000 円	-	-	50,000 円

2人世帯（夫婦共に後期高齢者）

年金収入	平成30・31年度			平成29年度			新旧保険料 差額
	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	
夫 168万円	13,000 円	8.5割	5割	10,400 円	8.5割	7割	2,700 円
妻 80万円	6,400 円		/	6,300 円		/	
夫 180万円	45,400 円	5割	-	40,700 円	5割	2割	5,100 円
妻 80万円	21,600 円		/	21,200 円		/	
夫 211万円	72,600 円	5割	-	63,200 円	5割	2割	9,800 円
妻 80万円	21,600 円		/	21,200 円		/	
夫 223万円	83,200 円	5割	-	97,400 円	2割	-	26,500 円
妻 80万円	21,600 円		/	33,900 円		/	
夫 300万円	172,600 円	-	-	175,700 円	-	-	2,200 円
妻 80万円	43,300 円		/	42,400 円		/	